



# 栃木県公報

平成29年  
12月15日(金)  
第2945号

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 997
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 997
- 道路の区域の変更..... 997

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 998

### 警 察 本 部

- 栃木県警察文書取扱規程の一部改正..... 999

### 調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 999

## 告 示

### 栃木県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年12月15日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
国分寺土地改良区	国分寺地区土地改良（維持管理）事業	平成29年11月24日

### 栃木県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年12月15日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営大桑地区土地改良（区画整理）事業	大桑地区	平成29年12月18日から 平成30年1月19日まで	平成30年2月5日	上都賀農業振興事務所

（農地整備課）

### 栃木県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年12月15日から平成30年1月15日まで一般

の縦覧に供する。

平成29年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道  
路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	日光市小倉字東山926番1から 日光市小倉字西小路925番2まで	11.2～15.1	45.0	
	後	日光市小倉字東山926番1から 日光市小倉字西小路925番2まで	11.2～35.9	45.0	

II

道路の種類 県道  
路 線 名 一般県道 大戦防小山線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
242	前	小山市大字塚崎907番1から 小山市大字塚崎1421番1まで	7.3～8.9	175.1	
	後	小山市大字塚崎907番1から 小山市大字塚崎1421番1まで	7.3～13.8	185.5	

III

道路の種類 県道  
路 線 名 一般県道 小来川清滝線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
277	前	日光市西小来川3411-1から 日光市西小来川3398-3まで	3.7～7.1	185.0	
	後	日光市西小来川3411-1から 日光市西小来川3398-3まで	7.6～15.8	185.0	

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年12月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
足利市わたらせ川左岸土地改良区	理事	藤生 智弘		足利市助戸新山町1627	29.3.3	
	〃		春山 和美	〃 錦町4		29.11.22

(農地整備課)

## 警察本部

### 栃木県警察本部訓令甲第四号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

栃木県警察本部長 福田 正 信

### 栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十五条の次に次の一条を加える。

(電子署名)

第三十五条の二 前条の規定(同条第四項を除く。)にかかわらず、発出する文書が電磁的記録で作成されている場合において、必要があるときは、別に定めるところにより、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行うものとする。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 調達等公告

### ○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月15日

栃木県下水道管理事務所長 佐藤 大三

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,153,880kWh

イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,604,430kWh

ウ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,721,640kWh

エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 7,792,870kWh

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,968,300kWh

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,621,400kWh

キ 下水道資源化工場で使用する電力

予定使用電力量 6,528,000kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

ウ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

キ 下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(3) 平成30年2月8日において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しているものであること。

(6) (5)の開示方法を明示し、かつ二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上のものであること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成29年12月15日から平成30年1月19日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

1(1)アの件名：平成30年2月8日午前10時

1(1)イの件名：平成30年2月8日午前10時5分

1(1)ウの件名：平成30年2月8日午前10時10分

1(1)エの件名：平成30年2月8日午前10時15分

1(1)オの件名：平成30年2月8日午前10時20分

1(1)カの件名：平成30年2月8日午前10時25分

1(1)キの件名：平成30年2月8日午前10時30分

栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、2月7日午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。）

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年12月15日から平成30年1月25日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の午前

9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)

イ 確認結果の通知 平成30年1月31日に郵送する。

#### 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他

ア 平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 3,153,880kWh
  - b) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 3,604,430kWh
  - c) Electric power for the Kitansu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 2,721,640kWh
  - d) Electric power for the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 7,792,870kWh
  - e) Electric power for the Oiwa Fuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 2,968,300kWh
  - f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 2,621,400kWh
  - g) Electric power for the Waste Recycling Plant  
Estimated amount of electric power to be used 6,528,000kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:
  - a) 10:00 a.m., February 8, 2018
  - b) 10:05 a.m., February 8, 2018
  - c) 10:10 a.m., February 8, 2018
  - d) 10:15 a.m., February 8, 2018
  - e) 10:20 a.m., February 8, 2018
  - f) 10:25 a.m., February 8, 2018
  - g) 10:30 a.m., February 8, 2018Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):
  - a) ~ g) 3:00 p.m., February 7, 2018
- (3) Information is available at:  
General Affairs Division,

Sewage Management Office,  
Department of Land Development,  
Tochigi Prefecture  
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524  
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)